

コンプライアンスに基づく共通理解事項

～信頼される教職員集団であるために～

新見市立刑部小学校

長年積み重ねてきた本校の教育と信頼を守るために、そして児童、保護者また地域から信頼される教職員であるためには、教育公務員としての信用を失墜させるような行為は厳に慎まなければならない。そのためには、不祥事につながりやすい外的条件や内的な要因を排除し、以下のことをお互いに確認しながら、職務に専念するものとする。

I 交通規則の順守、交通事故の防止

- ① 交通ルールを順守し、安全運転を心掛ける。特に、学区内においては速度の出し過ぎのないようにする。
- ② 万が一、事故が発生した場合には、自らの責任の有無にかかわらず、直ちに管理職に報告する。
- ③ 事故発生の際は、直ちに警察に連絡し、負傷者が発生した場合は、看護にあたりと同時に速やかに救急車を呼ぶなど、誠意ある対応を図る。

II 飲酒の際の節度ある行動

- ① 自宅外での過度の飲酒は慎む。
- ② 飲酒の際には、当日の帰りや翌朝の交通手段について、お互い確認する。
- ③ 飲酒した者が帰宅する時は、タクシーや迎車に乗るまで確認する。
- ④ 運転予定の者に飲酒を勧めない。
- ⑤ アルコール分の残存が考えられる場合は、翌朝の運転はしない。

III わいせつ行為、セクシャル・ハラスメントの防止

- ① 保護者や児童とメールアドレス、携帯電話の番号、LINEのアカウントの交換など、SNSでの交流はしない。（児童の指導上、やむを得ず必要な場合には、管理職に申し出て、許可を得る。）
- ② 保護者や児童と個人的に飲食の機会を設けない。
- ③ 誤解が生じるような行動は、厳に慎む。

Ⅳ 個人情報流出防止

- ① 指導上必要な情報の記録は、最低限にとどめる。
- ② 学校での出来事や職務上の感想などをSNS上に公開しない。

Ⅴ 体罰の防止

- ① 密室で長時間にわたって、詰問したりしない。やむを得ず必要な場合には、複数の教職員で対応する。
- ② 万が一、有形力の行使に及んだ際は、体罰にあたるかどうかを判断せずに、直ちに管理職に報告する。

Ⅵ 公金の適切な管理

- ① 学校徴収金（学級費・教材費、PTA会費、給食費、その他）は、口座振替にて行う。
- ② 口座からの出金、口座への入金、業者への支払い等につて、事務職員と担任、事務職員と関係者が連携をとって行う。
- ③ クラブの集金等臨時の現金集金については、事前に管理職に報告する。その場合の集金事務は、児童の眼前で担当が直接行う。
- ④ 支払いは、業者や関係機関に出金後一両日中に行う。
- ⑤ 定期的に教務主任と管理職の監査を受ける。

コンプライアンスは、学校と教育と子ども達を守るものである。そして、最も大切なのは、教職員一人ひとりの家族と人生を守るものだということである。

何か不都合なことや問題が起きた時には、同僚、先輩、上司、誰でもよいから打ち明けてみるのが大切である。

付則

- 1 この校内ルールは、令和5年4月1日より実施する。